

## 政策形成会議 次第

とき：平成 26 年 6 月 18 日

本会議終了後～

ところ：第 3 委員会室

1 座長及び副座長の選任について

2 その他

上議第562号  
平成26年6月18日

上越市議会政策形成会議  
座長 笹川栄一様

上越市議会議長 佐藤敏

空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例の制定について（諮問）

下記の事項について、上越市議会基本条例第18条第2項の規定により設置した政策形成会議に意見を求める。

記

諮問事項 空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例の制定について

[諮問理由]

空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例の制定に向け、委員改選前の総務常任委員会で検討した事項について、引き続き、調査検討を行うため。

# 空家等対策の推進に関する特別措置法案の概要

## 背景

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要（1条）

参考：現在、空家は全国約757万戸（平成20年）、272の自治体が空家条例を制定（平成25年10月）

## 定義

- 「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。（2条1項）
- 「特定空家等」とは、
  - ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
  - ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
  - ③ 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
  - ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。（2条2項）

## 施策の概要

### 国による基本指針の策定・市町村による計画の策定等

- 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策の基本指針を策定（5条）
- 市町村は、国の基本指針に即した、空家等対策計画を策定（6条）・協議会を設置（7条）
- 都道府県は、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等必要な援助（8条）

### 空家等についての情報収集

- 市町村長は、
  - ・ 法律で規定する限度において、空家等への立入調査（9条）
  - ・ 空家等の所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用（10条）等が可能
- 市町村は、空家等に関するデータベースの整備等を行うよう努力（11条）

### 空家等及びその跡地の活用

市町村による空家等及びその跡地に関する情報の提供その他これらの活用のための対策の実施（13条）

### 特定空家等に対する措置

特定空家等に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の指導・助言、勧告、命令が可能。  
さらに、要件が緩和された行政代執行の方法により強制執行が可能。（14条）

### 財政上の措置及び税制上の措置等

市町村が行う空家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による空家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充を行う（15条1項）。  
このほか、今後必要な税制上の措置等を行う（15条2項）。

# 空家等対策の推進に関する特別措置法案要綱

## 第一　目的

この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十の一を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする」と。  
（第一条関係）

## 第二　定義

一 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいうこと。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除くこと。

二 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれの

ある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なつてゐる状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいうこと。

(第二条関係)

### 第三 空家等の所有者等の責務

空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとすること。

(第三条関係)

### 第四 市町村の責務

市町村は、第六の一の空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとすること。

(第四条関係)

### 第五 基本指針

一 國土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとすること。

二 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとすること。

1 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項

2 第六の一の空家等対策計画に関する事項

3 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

三 國土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、  
関係行政機関の長に協議するものとすること。

四 國土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表  
しなければならないこと。

(第五条関係)

## 第六 空家等対策計画

一 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、  
空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができること。

二 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとすること。

1 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に  
関する基本的な方針

## 2 計画期間

### 3 空家等の調査に関する事項

#### 4 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

#### 5 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項

#### 項

#### 6 特定空家等に対する措置（第十四の一の助言若しくは指導、二の勧告、三の命令又は九若しくは十の代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項

#### 7 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

#### 8 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

#### 9 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

三 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。

四 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技

術的な助言その他必要な援助を求めることができる」と。

(第六条関係)

## 第七 協議会

一 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（二において「協議会」という。）を組織することができる」と。

二 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもつて構成すること。

(第七条関係)

## 第八 都道府県による援助

都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関するこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならないこと。

(第八条関係)

## 第九 立入調査等

一 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調

査その他空家等に関するこの法律の施行のために必要な調査を行うことができること。

二 市町村長は、第十四の一から三までの施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入つて調査をさせることができること。

三 市町村長は、二により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするとときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならないこと。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでないこと。

#### 第十 空家等の所有者等に関する情報の利用等

一 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができること。

二 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区で存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報で

(第九条関係)

あつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとすること。

三 二に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができるること。

#### （第十条関係）

### 第十一 空家等に関するデータベースの整備等

市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

#### （第十一条関係）

### 第十二 所有者等による空家等の適切な管理の促進

市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言

その他必要な援助を行うよう努めるものとすること。

(第十二条関係)

### 第十三 空家等及び空家等の跡地の活用等

市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これららの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとすること。

(第十三条関係)

### 第十四 特定空家等に対する措置

一 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に關し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。二において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができること。

二 市町村長は、一による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができること。

三 市町村長は、二による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

四 市町村長は、三により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても三の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

五 三により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置が命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて一の助言若しくは指導又は二の勧告が行われるべき者を確知することができないため三に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合には、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨

をあらかじめ公告しなければならないこと。

六 三により必要な措置を命ずる場合における必要な手続について定めること。

七 一から六までに定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関する必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定めること。

(第十四条関係)

#### 第十五 財政上の措置及び税制上の措置等

一 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとすること。

二 国及び地方公共団体は、一に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとすること。

(第十五条関係)

#### 第十六 過料

一 第十四の三による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処すること。

二 第九の二による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処すること。

(第十六条関係)

第十七 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。  
ただし、第九の二及び三、第十四並びに第十六は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとすること。

(附則関係)

## 空家等対策の推進に関する特別措置法案

### (目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがあ

る状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

#### （空家等の所有者等の責務）

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

#### （市町村の責務）

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

#### （基本指針）

第五条 國土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項

二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項

三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするとときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 國土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

## 二 計画期間

### 三 空家等の調査に関する事項

#### 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

#### 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項

#### 六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項

#### 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

#### 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

#### 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術

的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもつて構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関する法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関するこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保

有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

（空家等に関するデータベースの整備等）

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（所有者等による空家等の適切な管理の促進）

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立れないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立

木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えるなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によつて命じようとす

る措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の二日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

・ 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置が命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びそ

の期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

- ・ 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

・ 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

- ・ 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

・ 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関する必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

#### （財政上の措置及び税制上の措置等）

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他

の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要がある

と認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



## 理 由

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 空家等の適正管理に関する条例の制定状況について

- 全国において空家等の問題が深刻化しており、平成26年4月1日時点で空家等の適正管理に関する条例を施行済みの地方公共団体の数は、全国で355団体であり、施行団体数は急速に増加している。

条例施行年月日	条例施行団体数
～平成24年1月1日	54
～平成24年7月1日	73
～平成25年1月1日	138
～平成25年4月1日	202
～平成25年10月1日	272
～平成26年4月1日	355

## 空き家等の適正管理に関する条例の制定状況について

(平成26年4月 国土交通省・総務省調べ)

	既に条例を施行している地方公共団体 (355団体)	
北海道	32	函館市、室蘭市、網走市、留萌市、美唄市、芦別市、滝川市、砂川市、長万部町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、上砂川町、長沼町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、苦前町、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、礼文町、西興部村、白老町、洞爺湖町、様似町、鹿追町、更別村
青森県	10	青森市、八戸市、五所川原市、むつ市、つがる市、深浦町、藤崎町、中泊町、大間町、田子町
岩手県	1	西和賀町
宮城県	4	仙台市、東松島市、色麻町、美里町
秋田県	23	秋田市、能代市、横手市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、美郷町、東成瀬村、羽後町
山形県	25	米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、飯豊町、庄内町、遊佐町
福島県	2	南会津町、湯川村
茨城県	12	土浦市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、神栖市、阿見町、八千代町
栃木県	6	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、小山市、芳賀町
群馬県	7	前橋市、太田市、渋川市、藤岡市、下仁田町、千代田町、大泉町
埼玉県	18	さいたま市、川越市、川口市、秩父市、所沢市、本庄市、羽生市、蕨市、朝霞市、久喜市、坂戸市、日高市、ふじみ野市、毛呂山町、小川町、川島町、吉見町、上里町
千葉県	16	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、東金市、柏市、勝浦市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、山武市、大網白里市、鋸南町
東京都	9	新宿区、墨田区、大田区、渋谷区、中野区、杉並区、足立区、八王子市、小平市
神奈川県	5	横須賀市、逗子市、座間市、湯河原町、愛川町
新潟県	17	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、阿賀町、湯沢町、粟島浦村
富山県	3	高岡市、砺波市、舟橋村
石川県	4	小松市、加賀市、内灘町、能登町
福井県	8	福井市、大野市、勝山市、鯖江市、越前市、坂井市、南越前町、おおい町
山梨県	0	
長野県	7	飯山市、長和町、辰野町、壳木村、南木曽町、筑北村、小谷村
岐阜県	6	岐阜市、多治見市、飛騨市、下呂市、笠松町、八百津町
静岡県	3	焼津市、掛川市、小山町
愛知県	3	名古屋市、蒲郡市、南知多町
三重県	5	名張市、亀山市、鳥羽市、熊野市、伊賀市
滋賀県	3	彦根市、野洲市、高島市
京都府	1	京都市
大阪府	13	池田市、貝塚市、八尾市、寝屋川市、大東市、和泉市、門真市、藤井寺市、四條畷市、島本町、熊取町、岬町、太子町
兵庫県	9	神戸市、洲本市、相生市、三木市、小野市、加西市、篠山市、養父市、加東市
奈良県	4	奈良市、生駒市、三郷町、御杖村
和歌山县	2	和歌山市、和歌山市
鳥取県	6	鳥取市、米子市、倉吉市、八頭町、琴浦町、日南町
島根県	4	松江市、浜田市、邑南町、海士町
岡山県	3	倉敷市、津山市、美咲町
広島県	3	吳市、三次市、大崎上島町
山口県	12	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市、長門市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、平生町、阿武町
徳島県	1	牟岐町
香川県	3	善通寺市、土庄町、多度津町
愛媛県	1	上島町
高知県	3	南国市、香南市、中土佐町
福岡県	17	福岡市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、筑後市、豊前市、宗像市、福津市、朝倉市、糸島市、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町、みやこ町、築上町
佐賀県	16	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、吉野ヶ里町、基山町、みやき町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町
長崎県	9	長崎市、佐世保市、壱岐市、五島市、西海市、南島原市、東彼杵町、小值賀町、新上五島町
熊本県	3	熊本市、人吉市、水俣市
大分県	6	大分市、中津市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、国東市
宮崎県	2	延岡市、門川町
鹿児島県	7	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、肝付町、瀬戸内町、和泊町、知名町
沖縄県	1	与那原町
合計	355	